

資料 1

「知的財産戦略本部の運営について」の一部改正について

〔平成 15 年 12 月 17 日〕
知的財産戦略本部決定(案)

知的財産戦略本部の運営について（平成 15 年 3 月 19 日知的財産戦略本部決定）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「内閣官房副長官（3 名）」の次に「及び公正取引委員会委員長」を加える。

(参考)

「知的財産戦略本部の運営について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="432 422 891 454">知的財産戦略本部の運営について</p> <p data-bbox="719 512 1084 678">平成15年3月19日 知的財産戦略本部決定 平成15年12月17日 一部改正</p> <p data-bbox="239 738 1084 858">知的財産戦略本部令(平成15年政令第45号)第4条の規定に基づき、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)の運営について以下のとおり決定する。</p> <p data-bbox="239 916 1084 1037">1 本部会合への参加者について 内閣官房副長官(3名)及び公正取引委員会委員長を本部会合に毎回参加させることとする。</p> <p data-bbox="239 1094 1084 1216">2 議事の公開について 本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。</p> <p data-bbox="239 1273 1084 1394">3 配付資料の公開について 本部会合で配付された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。</p>	<p data-bbox="1317 422 1776 454">知的財産戦略本部の運営について</p> <p data-bbox="1615 512 1980 588">平成15年3月19日 知的財産戦略本部決定</p> <p data-bbox="1115 738 1982 858">知的財産戦略本部令(平成15年政令第45号)第4条の規定に基づき、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)の運営について以下のとおり決定する。</p> <p data-bbox="1115 916 1982 1037">1 本部会合への参加者について 内閣官房副長官(3名)を本部会合に毎回参加させることとする。</p> <p data-bbox="1115 1094 1982 1216">2 議事の公開について 本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。</p> <p data-bbox="1115 1273 1982 1394">3 配付資料の公開について 本部会合で配付された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。</p>